

## 東栄町における男女共同参画プランについて

### 1. 計画策定の背景と趣旨

国	・平成 11 年制定の男女共同参画社会基本法等を順次整備し、男女共同参画社会の形成促進に向け、総合的かつ計画的に取り組
県	・国の方針に合わせて、第 5 次男女共同参画計画を策定し、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現を目指している
町	・平成 28 年 3 月に女性活躍推進法に基づく「東栄町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定 ・平成 30 年 4 月に「東栄町まちづくり基本条例」を制定 ・令和 3 年 4 月には当該条例の理念に沿って、将来にわたって暮らし続けられる町を実現することを目的として、「第 6 次総合計画後期計画」を策定（男女共同参画社会の推進について「基本目標 7 協働によるまちづくり」の中に位置づけ） ・現在、人口減少が進む中、これまで以上に多様な力の連携と協働によってまちづくりを推進するため、男女共同参画プランを策定し、性別を超え一人ひとりの力を活かしながら暮らし続けられる町の実現を目指している

### 2. 本計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項に定める市町村男女共同参画基本計画
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村計画
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画
- ・国の第 5 次男女共同参画基本計画、県のあいち男女共同参画プラン 2025、町の第 6 次総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための指針として策定

## 3. 第 1 次計画期間

令和 4～7 年度(女性活躍推進法が R7 年度末までの時限立法のため)

	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
男女 計画	基本計画		第1期				第2期 (R8～17年度)				
	推進計画		—				前期				
	策定等	策定				策定					見直し
総合 計画	基本構想	第6次総合計画					第7次総合計画 (R8～17年度)				
	基本計画	後期					前期				
	策定等				策定					見直し	

## 4. 策定の方法

## (1) 現状分析

分析のための実態把握として意識調査等を実施)

## (2) 行動目標設定

実態(意識調査等)を出発点とし、目指す姿の実現に向かって具体的な行動目標を設定

## 5. 策定委員会

要綱設置による策定委員会として次の部会ごとに 10 名の委員で設置

## (1) 事業者部会(町内 7 事業者の代表等及び有識者)

## (2) 町民部会(各種団体の代表等による複数年代の町民男女及び有識者)

## 6. スケジュール案

	概 要
7 月～8 月	委員依頼・事前説明・事前聞き取り 第 1 回策定委員会 ：将来像の共有・現状把握・必要な取組の洗い出し等
9 月	意識調査・実態調査(アンケート)
10 月	集計・分析・アンケート結果の共有・計画案のとりまとめ
11 月	委員への事前説明・事前聞き取り
12 月	第 2 回策定委員会 ：計画策定・計画実現のためにそれぞれができること
1 月中旬～	パブリックコメント
3 月	計画完成
4 月	計画期間の開始